主 本件控訴を棄却する。 当審の訴訟費用は被告人の負担とする。 理 由

被告人及び弁護人上田保の控訴趣意は、各その作成名義の控訴趣意書に記載したとおりで、これに対する判断は次のとおりである。

(一) 弁護人の控訴趣意について。

(二) 被告人の控訴趣意について。 論旨は、原判示第一の詐欺、第三の横領の各事実について、事実の誤認があるというのであるが、右各事実は原判決引用の証拠によつてこれを認めることができるから、原判決に所論の事実誤認けなく、論旨も理由がない。

から、原判決に所論の事実誤認はなく、論旨も理由がない。 よつて、本件控訴は理由がないから刑事訴訟法第三百九十六条に従いこれを棄却 し、訴訟費用の負担について同法第百八十一条第一項を適用して、主文のとおり判 決する。

(裁判長判事 藤田和夫 判事 山口昇 判事 長友文士)